平成２２年（フ）第１３７０号
札幌市清田区北野２条１丁目３番46号　星野ハイツ305号
債務者　牧野　幸子（旧姓土田）
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３９１号
札幌市西区発寒13条４丁目４番３号
債務者　長谷川圭司
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３９２号
札幌市西区発寒13条４丁目４番３号
債務者　長谷川幸子
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４１３号
札幌市白石区栄通13丁目５番14号　メゾン栄13―302号
債務者　臼田　実代（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５１８号
札幌市豊平区平岸２条５丁目２番１―403号
債務者　小林　宏光
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５６号
北海道滝川市朝日町西４丁目２番28号ｆｉｎｅⅡ　３―Ｂ号室
債務者　鍋田真知子
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第５８号
北海道砂川市西三条南11丁目１番11号
債務者　菅原　周二
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第５９号
北海道滝川市一の坂町東２丁目７番１―307号　一の坂団地
債務者　佐藤　文俊
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第５４号
北海道網走郡美幌町字三橋南１番地の２
債務者　宮崎　義啓
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第３９号
山形県酒田市相生町１丁目５番２号わらび荘２号、前住所山形県酒田市駅東１丁目４番地の22
債務者　五十嵐優子
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第１５５号
群馬県高崎市中居町４丁目19番地４　フェルド中居106号
債務者　石田　啓子（旧姓加賀谷）
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第５６６号
さいたま市北区植竹町２丁目69番地　植竹団地13―309
債務者　吉澤由香里
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６３７号
埼玉県川口市差間３丁目31番14号　レオパレスＳＵＮ203号室
債務者　山田　桜花（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６５９号
埼玉県鴻巣市宮前444番地１　ハイネス馬場205号室
債務者　小林　　晃
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７０９号
埼玉県上尾市中妻４丁目20番地３　セジュール藤Ｂ―202
債務者　峰島　秀樹
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７１０号
埼玉県上尾市中妻４丁目20番地３　セジュール藤Ｂ―202
債務者　峰島真紀子（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７１号
埼玉県東松山市大字東平1417番地１　コスモ東松山527
債務者　池田　健二
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部